

農地を取得される方へ

- 農地を新たに取得する場合には『農業委員会』の許可が必要となります。(農地法第3条)
- 許可を申請する場合には、許可申請書及び許可申請書(別添)(3部)のほかに、下記の添付書類(1部)が必要となります。
- 当月の農業委員会総会にかけることができる受付最終日(当月処理締切日)は、毎月10日(10日が休日の場合、その翌日)です。申請前に内容について充分調整をお願いします。
- 現在の農地経営面積が20a(2,000㎡)未満の方が所有権を取得したい場合、3条許可申請の前に、営農計画書を提出していただき、審査を受けていただく必要があります。(営農計画書の様式については農業委員会事務局に用意してあります。)

確認	書類名	説明
	許可申請書	許可申請書と許可申請書(別添)と許可申請書(別紙1)が1セットとなります。 【用紙は、農業委員会事務局に用意してあります】 根拠：農地法施行令第3条第1項
	許可申請書(別添)	
	許可申請書(別紙1)	

【添付書類】以下の書類の提出をお願いいたします。

確認	書類名	説明
	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	届出日から3箇月以内に交付を受けたものを添付してください。 【さいたま地方法務局春日部出張所で入手できます】 根拠：農地法施行規則第10条第2項第1号
	抵当権・仮登記権者の同意書又は抹消承諾書	申請の土地に、抵当権・仮登記権が付いている場合必要となります。 【実印を使用し、印鑑証明を添付してください。】
	住民票	申請人(譲受人・譲渡人)の住民票が必要となります。 【住民票は、市町村役場(所)の住民課等で入手できます。】
	公図の写し	周辺土地の地番、地目、所有者を記入し、申請地を赤色で明記してください。(縮尺1/500~600) 【役場町民生活課固定資産税担当又はさいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】
	案内図	住宅地図等を利用し、申請地を赤色で明記してください。
	位置図 ☆譲受人が町外の場合のみ必要です。	都市計画図または農業振興地域図を利用し、申請地を赤色で明記してください。 【役場まちづくり建設課都市計画担当又は産業観光課農地調整担当で入手できます。】
	誓約書	【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	委任状	【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	申請地区域内の地元農業委員への電話連絡	・地元農業委員に内容の確認をお伝え願います。
	その他必要となるべき書類	処分(許可・不許可)の判断をするにあたって、上記書類以外で必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。
	本人確認書類	・『本人確認に係る留意事項』をご確認ください。

(本人確認に係る留意事項)

- 1 申請者が窓口書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
 - 【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
 - 【2点必要のもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
- 2 上記1以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
 - 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
- 3 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請の内容について確認する場合があります。